

生駒市通所型サービスC及びパワーアップ教室事業（北地区）仕様書

生駒市通所型サービスC及びパワーアップ教室事業（北地区）を委託するための仕様について、以下のとおり定める。

1 業務名称

生駒市通所型サービスC及びパワーアップ教室事業（北地区）

2 契約方法及び契約期間

(1) 契約方法は、1教室毎の実施単価契約とする。

なお、契約金額については、消費税法別表第一第7号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》及び消費税法基本通達に基づき非課税とする。

(2) 契約期間は、契約の日から令和9年3月31日までとする。

(教室の開催期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日)

3 履行場所

生駒市の阪奈道路より北の地区(※)とし、場所は、受託者において確保すること。

教室を実施する場所の広さは30㎡以上とし、個別相談にも対応できるスペースを確保できるものとする。

(※)高山町、ひかりが丘、北田原町、西白庭台、鹿畑町、美鹿の台、鹿ノ台東、鹿ノ台西、鹿ノ台南、鹿ノ台北、南田原町、喜里が丘、生駒台南、生駒台北、新生駒台、松美台、俵口町（阪奈道路より北）、小明町、上町、白庭台、真弓、真弓南、あすか野南、あすか野北、あすか台、北大和、上町台

4 業務実施基準

(1) 教室の開催時間・頻度・定員は以下の基準を満たすものとする。

- ・1クールは3か月とし、4クール実施（参加者は、1クールごとに卒業）
- ・カリキュラムは、週1回開催の12回、22教室を基本とする。
- ・1回2教室とし、休憩込みで2時間30分程度（下記のカリキュラムイメージで、1回目と8回目は除く）
- ・初回と終了評価前（8回目）に体力測定を実施（体力測定は、単価に含まない）
- ・1教室定員：15名程度

※[参考]令和3年の当該教室（令和3年4月～同4年3月）参加者数は、のべ627人

【カリキュラムイメージ】

| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
|------|----|----|----|----|----|----|------|----|----|----|----|
| 体操 | 体操 | 体操 | 体操 | 体操 | 体操 | 体操 | 体操 | 体操 | 体操 | 体操 | 体操 |
| 体力測定 | 口腔 | 栄養 | 口腔 | 栄養 | 口腔 | 栄養 | 体力測定 | 口腔 | 栄養 | 口腔 | 栄養 |

(2) 教室の実施内容は以下の基準を満たすものとする。

- ・参加者のうち希望者には、送迎を行うこと
- ・運動器の機能向上プログラム（12回）を実施すること
- ・栄養改善プログラム（5回）を実施すること
- ・口腔機能の向上プログラム（5回）を実施すること
- ・その他、自立支援・重度化防止に資するプログラムを実施すること
- ・市、地域包括支援センターの担当者を含めた評価会議を、教室開始までと終了前（9回目前後）に実施すること
- ・当教室を初めて受託する場合は市担当者及び現パワーアップ教室のスタッフと打合せ等を必ず行い、同様の内容を実施できるようにすること

(注意) 上記の評価会議及び打合せについては、費用は発生しない。

(3) 教室の参加費

事業参加費（利用者自己負担金）は、無料とする。事業にかかる費用（送迎代を含む）は、委託料から支出すること。

ただし、参加者自身において準備すべき物品について、市が妥当と認めるものについてはこの限りではない。

(4) 運営体制

教室の運営は、以下の人員をもって運営すること。なお、参加者が高齢者であることから、安全にかつ介護予防の効果が得られるよう、十分な人員を確保すること。

管理者1名、介護職員1名以上、看護職員（経験のある看護師又は准看護師）1名、運動指導員1名、歯科衛生士1名、管理栄養士1名

(5) 実施施設基準

場所の広さは30㎡以上とし、個別相談にも対応できるスペースを確保できること。さらに、バリアフリー設備（エレベーターや段差、洋式トイレの配慮等）があること。

また、事業実施に必要な物品（備品）も用意すること。

介護事業所にあっては、通所介護サービス、介護予防通所介護相当サービス等（以下「サービス」という。）の妨げとならないよう、サービス実施場所以外で確保すること。

(6) 保険

事業実施に当たっては、傷害・賠償責任保険に加入すること。なお、介護事業所での実施に当たっては施設で加入する保険において対応できる場合はこの限りではない。

5 事業参加者

参加者は、以下のいずれの対象者も、担当地域包括支援センターによる支援計画に基づいて利用するものとする。

- ・生駒市に住所地を置く、65歳以上の要支援認定者（介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション利用者を除く。）
- ・生駒市に住所地を置く、65歳以上で、国の基準に従って決定されたサービス事業対象者

- ・その他市長が適当と認めた者

6 その他

事業の実施について、本仕様書に定めのない事項、不明な点がある場合は市と受託者が協議してこれを定める。